

令和 6 年 9 月 4 日 開 会

⑤

令和 6 年 第 3 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 教育委員会委員の任命について | 1 |
| 2 | 監査委員の選任について | 4 |
| 3 | 公害審査会委員の任命について | 5 |

1 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員（定数6）のうち、市原健一氏が令和6年8月31日付をもって退職し、中田俊之氏及び中庭陽子氏が令和6年10月14日付をもって任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

磯部大吾郎

昭和40年7月1日生



| | | | |
|--------|-------------------------|-----------------------------|--|
| 現住所 | 茨城県つくば市 | | |
| 学歴 | 平成6年3月 | 東京大学大学院工学系研究科博士課程修了 | |
| 職歴 | 平成6年4月 | 東京大学生産技術研究所第2部助手 | |
| | 平成7年4月 | 筑波大学構造工学系講師 | |
| | 平成11年4月 | 筑波大学機能工学系講師 | |
| | 平成14年4月 | 筑波大学機能工学系助教授 | |
| | 平成16年4月 | 国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科助教授 | |
| | 平成19年4月 | 国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授 | |
| | 平成23年10月 | 国立大学法人筑波大学システム情報系准教授 | |
| | 平成25年4月 | 国立大学法人筑波大学システム情報系教授 | |
| | 令和4年6月 | 一般社団法人日本計算工学会会長 | |
| 令和6年4月 | 国立大学法人筑波大学理工学群工学システム学類長 | | |

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、国立大学法人筑波大学理工学群工学システム学類長や一般社団法人日本計算工学会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

教育委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

伊 藤 道 子

昭和35年2月20日生



| | | | |
|-----|----------|------------------------|--|
| 現住所 | 茨城県水戸市 | | |
| 学 歴 | 昭和63年 3月 | 東京女子医科大学神経内科学大学院博士課程修了 | |
| 職 歴 | 昭和63年 4月 | 東京女子医科大学神経内科勤務 | |
| | 平成 3年 4月 | 医療法人弘仁会志村病院副院長 | |
| | 平成15年 1月 | 医療法人弘仁会志村病院理事長 | |
| | 平成15年10月 | 水戸市教育委員会委員（2期） | |
| | 平成20年 4月 | 茨城県立水戸第一高等学校学校医 | |
| | 平成22年 4月 | 茨城県立水戸第二高等学校学校医 | |
| | 平成29年11月 | 水戸地域医療構想調整会議委員 | |
| | 平成30年 5月 | 茨城県医療法人協会理事 | |
| | 令和 3年 2月 | 茨城県医療審議会委員 | |

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、医療法人理事長として地域医療の充実に取り組むとともに、水戸市教育委員会委員や茨城県医療法人協会理事を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

教育委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

森 淳 一

昭和51年6月15日生



| | | | |
|-----|--------|----|--------------------|
| 現住所 | 茨城県水戸市 | | |
| 学歴 | 平成12年 | 3月 | 東京理科大学工学部卒業 |
| 職歴 | 平成12年 | 4月 | 日本オラクル株式会社入社 |
| | 平成25年 | 7月 | 株式会社ユードム入社 |
| | 平成26年 | 6月 | 株式会社ユードム取締役 |
| | 平成27年 | 6月 | 株式会社デンサン取締役 |
| | | | 株式会社クリエイティブ・ソフト取締役 |
| | 平成28年 | 6月 | 株式会社ユードム常務取締役 |
| | 平成30年 | 6月 | 株式会社ユードム代表取締役 |
| | 令和5年 | 4月 | コスモ開発株式会社取締役 |

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、企業を経営し、特にIT分野に精通するとともに、優れた見識と幅広い視野を有している。

教育委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 監査委員の選任について

監査委員（知識経験を有する者の定数2）のうち、羽生健志氏が令和6年9月30日付をもって任期満了となるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。



田 中 美 和

昭和51年12月25日生

| | |
|-----|---------------------------|
| 現住所 | 茨城県水戸市 |
| 学 歴 | 平成22年 3月 慶應義塾大学大学院法務研究科修了 |
| 職 歴 | 平成25年12月 弁護士登録 |
| | 令和 元年 9月 茨城県景観審議会委員 |
| | 令和 2年10月 水戸家庭裁判所調停委員 |
| | 令和 3年 4月 美和法律事務所設立 |
| | 令和 3年10月 茨城県紛争調整委員会委員 |
| | 令和 4年 2月 茨城県都市計画審議会委員 |
| | 令和 4年12月 茨城県土地利用審査会委員 |
| | 令和 5年 2月 茨城県国土利用計画審議会委員 |
| | 令和 5年 4月 茨城県入札監視委員会委員 |
| | 令和 6年 4月 茨城県弁護士会副会長 |

【選任理由】

監査委員は、地方自治法第195条に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するために設置されるもので県議会議員のうちから2人、知識経験を有する者から2人が選任される。

候補者は、弁護士として茨城県の包括外部監査補助者を務め、監査について、豊富な経験を有するとともに、水戸家庭裁判所調停委員、茨城県入札監視委員会委員、茨城県弁護士会副会長などを務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

監査委員においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、監査委員として適任であり選任しようとするものである。

3 公害審査会委員の任命について

公害審査会の委員（10名）が、令和6年10月31日付をもって任期満了となるので、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第16条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。



大 橋 朗

昭和48年7月14日生

| | | | |
|-----|----------|----------------------------|--|
| 現住所 | 茨城県水戸市 | | |
| 学 歴 | 平成14年 3月 | 大阪大学大学院理学研究科後期（博士） 課程修了 | |
| 職 歴 | 平成14年 4月 | 茨城大学理学部助手 | |
| | 平成17年 4月 | 茨城大学理学部講師 | |
| | 平成20年10月 | 茨城大学理学部准教授 | |
| | 平成30年11月 | 茨城県公害審査会委員（2期） | |
| | 令和 4年 4月 | 茨城大学理学部教授 | |

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、茨城大学理学部教授を務めており、大気や土壌の汚染、悪臭などの分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。



清 水 年 美

昭和46年12月22日生

| | | | |
|-----|----------|----------------------|--|
| 現住所 | 茨城県日立市 | | |
| 学 歴 | 平成15年 3月 | 岐阜大学大学院工学研究科博士後期課程修了 | |
| 職 歴 | 平成 6年 4月 | 岐阜大学工学部文部技官 | |
| | 平成16年 4月 | 新潟大学大学院自然科学研究科助手 | |
| | 平成21年 4月 | 茨城大学工学部准教授 | |
| | 平成30年11月 | 茨城県公害審査会委員（2期） | |

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、茨城大学工学部准教授を務めており、騒音や振動などの分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。



松 崎 信 夫

昭和 3 7 年 1 1 月 1 4 日 生

| | | | |
|-----|----------------|----------------------|--|
| 現住所 | 茨城県取手市 | | |
| 学 歴 | 平成 5 年 3 月 | 横浜市立大学大学院医学研究科博士課程修了 | |
| 職 歴 | 平成 5 年 4 月 | 横浜市立大学医学部附属病院常勤特別職 | |
| | 平成 7 年 1 1 月 | 取手整形外科医院院長 | |
| | 平成 1 6 年 4 月 | 社団法人取手市医師会理事 | |
| | 平成 1 8 年 4 月 | 社団法人茨城県医師会代議員 | |
| | 平成 2 0 年 4 月 | 社団法人茨城県医師会理事 | |
| | 平成 2 2 年 4 月 | 社団法人茨城県医師会常任理事 | |
| | 平成 2 5 年 7 月 | 一般社団法人茨城県医師会副会長 | |
| | 平成 2 8 年 4 月 | 茨城県医師国民健康保険組合理事長 | |
| | 平成 3 0 年 1 1 月 | 茨城県公害審査会委員（2 期） | |
| | 令和 6 年 6 月 | 一般社団法人茨城県医師会会長 | |

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、医師として健康被害に関する専門的な知識を有するとともに、茨城県医師会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

森 田 冴 子

昭和 5 1 年 1 2 月 1 2 日生



| | |
|-----|-------------------------------|
| 現住所 | 茨城県水戸市 |
| 学 歴 | 平成 1 1 年 3 月 早稲田大学法学部卒業 |
| 職 歴 | 平成 1 8 年 1 1 月 弁護士登録 |
| | 平成 2 7 年 4 月 茨城県弁護士会副会長 |
| | 平成 2 7 年 5 月 茨城県環境審議会委員（2期） |
| | 平成 3 0 年 1 1 月 茨城県公害審査会委員（2期） |

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として、公害紛争処理法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県環境審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

辻 村 壮 平

昭和55年1月11日生



| | |
|-----|---|
| 現住所 | 茨城県水戸市 |
| 学 歴 | 平成19年 3月 明治大学大学院理工学研究科博士後期課程 修了 |
| 職 歴 | 平成22年10月 東京大学生産技術研究所特任研究員 平成26年 6月 日本騒音制御工学会評議員 平成28年10月 茨城大学工学部都市システム工学科講師 平成30年 6月 日本騒音制御工学会理事 平成31年 4月 茨城大学大学院理工学研究科都市システム 工学専攻准教授 令和 元年 6月 日本音響学会評議員 令和 3年11月 茨城県公害審査会委員（1期） 令和 6年 6月 日本騒音制御工学会財務理事 |

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、日本騒音制御工学会理事や日本音響学会評議員を務めるなど、騒音の分野について、専門的な知識や豊富な経験を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

福 岡 秀 哉

昭和 5 6 年 4 月 3 0 日 生



現住所 茨城県牛久市
学 歴 平成 2 0 年 3 月 同志社大学法学研究科公法学専攻前期課程
修了
職 歴 平成 2 1 年 9 月 弁護士登録
平成 2 8 年 4 月 茨城県弁護士会副会長
令和 3 年 1 1 月 茨城県公害審査会委員（1 期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として、公害紛争処理法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

梶 ひろみ

昭和39年7月24日生



現住所 茨城県常陸太田市

学歴 昭和62年 3月 専門学校桑沢デザイン研究所リビングデザイン研究科卒業

職歴 昭和59年 4月 株式会社建築同人入社
平成 7年 5月 梶ひろみ建築設計室設立
平成25年12月 茨城県土地利用審査会委員
令和 元年10月 茨城県建設工事紛争審査会委員

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、建築士として地盤についての専門的な知識を有するとともに、茨城県建設工事紛争審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公害審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

桑 名 美 恵 子

昭和 3 3 年 1 1 月 6 日 生



現住所 茨城県牛久市

学 歴 昭和 5 6 年 3 月 茨城大学理学部化学科卒業

職 歴 昭和 5 6 年 4 月 茨城県衛生研究所

平成 2 6 年 4 月 茨城県霞ヶ浦環境科学センター副センター長

平成 2 8 年 4 月 生活環境部環境対策課長

平成 3 0 年 4 月 県民生活環境部次長

平成 3 1 年 3 月 茨城県退職

平成 3 1 年 4 月 茨城県霞ヶ浦環境科学センター首席研究調整監

令和 4 年 6 月 一般社団法人霞ヶ浦市民協会理事

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和 5 6 年の茨城県入庁以来、生活環境部環境対策課長や県民生活環境部次長などを歴任し、環境行政について、優れた見識と幅広い視野を有している。

公害審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

林 愛

昭和63年1月26日生



現住所 茨城県古河市
学歴 平成24年 3月 慶應義塾大学大学院法務研究科修了
職歴 平成25年12月 弁護士登録
佐谷法律事務所
令和 3年 4月 茨城県弁護士会下妻支部長

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として、公害紛争処理法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会下妻支部長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公害審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

矢 口 み どり

昭和 4 2 年 1 月 4 日 生



| | | | |
|-----|--------------|-------------------------------|--|
| 現住所 | 茨城県水戸市 | | |
| 学 歴 | 平成 元年 3 月 | 茨城大学人文学部社会科学科卒業 | |
| 職 歴 | 平成 元年 4 月 | 茨城県信用農業協同組合連合会入社 | |
| | 平成 2 1 年 7 月 | 茨城県スポーツ振興審議会委員 茨城県図書館協議会委員 | |
| | 平成 2 2 年 8 月 | 茨城県大規模小売店舗立地審議会委員 | |
| | 平成 2 6 年 4 月 | 茨城県消費生活審議会委員 | |

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、茨城県大規模小売店舗立地審議会委員や茨城県消費生活審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公害審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。